



## ミャンマー：COVID-19 の流行に関連する法令アップデート(2020年3月24日時点)

執筆者：今泉 勇、Saw Nyan Htun

※ 本書は、2020年3月24日時点の情報に基づいて執筆しております。

### 1. ミャンマーの現状

新型コロナウイルス 2019(COVID-19)は世界各国に広がっていますが、ミャンマーでは2020年3月22日まで確認された事例はありませんでしたが、2020年3月23日午後11時45分にミャンマー保健スポーツ省(MoHS)から2件の報告がありました。大統領府は、COVID-19の防止、統制、治療を行うため、中央委員会と全国レベルの中央委員会を設置しています。

MoHSは、ミャンマーにおけるCOVID-19発生への対策・予防のための中核省庁であり、ミャンマーにおけるCOVID-19に関する予防措置や医療スタッフの指針を含む最新情報を随時公表しています。MoHSからの情報に基づき、2020年3月24日現在、ミャンマーで調査中の236名、疑わしい事例2件、確認された事例2件があります。MoHSが発行しているミャンマーのCOVID-19のアップデート詳細は下記のリンクよりご覧いただけます。

<http://mohs.gov.mm/Main/content/publication/2019-ncov>

### 2. 外国人渡航者の制限

上記事例の報告に先立ち、ミャンマー外務省は、「COVID-19：14日間の隔離と当該国の保健当局からの医療証明書の提示を防ぐため、ミャンマーに来る特定の国からの旅行者が遵守すべき予防措置に関する通達」を発出しました。2つの確認された事例が確認された後、2020年3月24日、外務省は、ミャンマー国民を含むすべての国から来日した全ての渡航者に対し、ミャンマー到着時に14日間の施設隔離を受けることを義務付け、また外国人は、2020年3月25日からミャンマーに向かう航空会社に搭乗する日の72時間前までに発出されたCOVID-19検査結果の否定的な検査証拠を提示することを義務づける通知を出しました。加えて、外交官および国連職員も同様に検査結果を提示することが義務づけられており、14日間の自宅隔離の対象となっています。

ミャンマー労働・移民・人口省移民局は、2020年3月19日に始まる近隣諸国とのすべての国境チェックポイントを通じて、入国

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

ビザを持つ外国人の一時的な入国禁止の通達を出しました。外国人は、ヤンゴン、マンダレイ、ネピドー空港を経由してミャンマーに入国することしか認められていません。

COVID-19 の防止のために、ビジネスタワー、ホテル等の一般に開放された事業所は、人が建物に入ることを許可する前に手指消毒剤を提供し、また、体温計で発熱を確認しています。手指消毒剤がヤンゴンの公共交通機関でも提供されており、手洗いのためバス停の一部に洗面台が設置されています。また、自宅勤務を指示した団体や会社もある一方、職場での大量集合を避けるために、銀行などの大手会社で交代勤務を指示した会社もあります。また、MoHS はミャンマーでの流行を防止するため、全国各州で啓発のための情報提供を行っています。

### 3. 事業への影響

ミャンマーでは、原料不足や受注不足のために、多くの工場が操業停止に追い込まれ、その結果、何千人もの人々が職を失いつつあります。現地のニュースによると、ミャンマー商業省の高官は、COVID-19 の発生により、ミャンマーは中国との国境貿易で1日当たり約1600万米ドルの損失を出していると述べています。投資・対外経済関係省(Ministry of Investment and Foreign Economic Relations)通知第1/2020号に基づき、COVID-19の影響を最も受けやすい業種はCMP事業、ホテル、観光企業であるため、影響を受けたミャンマー国民による事業に融資するため、1,000億チャットの資金を投入しています。また、政府は公共の娯楽の場や映画館をすべて閉鎖しています。

上記事例の報告後、ドラッグストアをはじめとするスーパーやショップでは、全国各地でパニック買いが起こり、人々がひしめいています。手指消毒剤、類似品を含むマスクが在庫切れとなっています。このような状況のため、ヤンゴンでは、数日前と比較して公共の場所が混雑しなくなり、交通量は大幅に少なくなっています。また、国際航空会社の中には、一定期間、一時的に業務を停止している会社もあります。

さらに、タイからの数千人の出稼ぎ労働者がミャンマーに逃げており、14日間の隔離を強く指示されています。しかし、一部の人が走って検査や14日間の隔離から逃れているという噂やビデオがソーシャルメディアを通じて広まっています。こうした反応やうわさから、人々はCOVID-19がそうした人々に広がっていると心配しています。

### 4. 留意点

ミャンマーのCOVID-19に関する最新情報を、上記MoHSウェブサイトを含む現地ニュースおよび他のあらゆる公的情報源を通して得ることが強く奨励されます。必要に応じて、関係省庁に連絡を取り、投資が確実に処理されていることを確認し、そうした省庁における事務の状況を引き続き把握することが望ましいと考えられます。頻繁に手を洗い、混雑した場所を避け、COVID-19の流行を防ぐため、自宅に留まるよう、全従業員に警告を出すことが望ましいです。さらなる感染事例が見つかった場合には、ミャンマーの官庁は物理的な会議を行うことを躊躇する可能性があり、特にネピドーでは、投資の可能性について協議するためのに關係当局を訪問することは困難になるでしょう。

以上



いまいずみ いさむ  
**今泉 勇**

西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士 ヤンゴン事務所副代表  
[i\\_imaizumi@jurists.co.jp](mailto:i_imaizumi@jurists.co.jp)

インドおよびベトナム駐在経験後、新興国業務における豊富な経験を生かし、ミャンマー関連業務(M&A/JV等進出段階のアドバイス、および進出後の企業間紛争対応等)に集中的に関与。2019年7月よりヤンゴン事務所副代表としてより幅広いミャンマー案件に対応。



ソーニャン トウン  
**Saw Nyan Htun**

西村あさひ法律事務所 ヤンゴン事務所 フォーリンアトニー  
[saw.nyan.htun@jurists.jp](mailto:saw.nyan.htun@jurists.jp)

2018年ミャンマー上級弁護士資格取得。2004年モーラマイン大学(B.A.)、2011年アサンブション大学(タイ)(B.S.)、2016年ヤンゴン大学(PGDL)各卒業。労務関連業務を中心として、数多くのミャンマー関連業務を取り扱った経験を有する。



西村あさひ法律事務所では  
現在、国内外に  
16の拠点を設けています。

### 東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200

Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

### 名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

### 大阪

Tel 06-6366-3013

社員 白杵弘宗  
井垣太介  
廣田雄一郎  
伴真範

### 福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康  
高木謙吾  
舞田靖子

### ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info\_ny@jurists.co.jp

執行パートナー 山口勝之

副執行パートナー 清水恵

### ドバイ

Tel +971-4-253-3646

E-mail info\_dubai@jurists.jp

森下真生

### バンコク

Tel +66-2-168-8228

E-mail info\_bangkok@jurists.jp

パートナー 小原英志  
タイパートナー\* Chavalit Uttasart  
(SCL Nishimura)  
Jirapong Sriwat

### 北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info\_beijing@jurists.jp

首席代表 中島あずさ  
代表 志賀正帥

### 上海

Tel +86-21-6171-3748

E-mail info\_shanghai@jurists.jp

首席代表 前田敏博  
代表 野村高志

### ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info\_hanoi@jurists.jp

ベトナム事務所統括 小口光  
代表 廣澤太郎

### ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info\_hcmc@jurists.jp

ベトナム事務所統括 小口光  
代表 大矢和秀  
ベトナムパートナー\* Vu Le Bang  
Ha Hoang Loc

### ジャカルタ\*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info\_jakarta@jurists.jp

カウンセラー 町田憲昭

### シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info\_singapore@jurists.jp

共同代表 山中政人  
宇野伸太郎  
パートナー 佐藤正孝

### 台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info\_taipei@jurists.jp

共同代表 孫櫻倩  
張勝傑

### ヤンゴン

Tel +95-1-8382632

E-mail info\_yangon@jurists.jp

代表 湯川雄介

副代表 今泉勇

### Okada Law Firm (香港)\*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s\_okada@jurists.co.jp

代表 岡田早織

\*1 提携事務所 \*2 関連事務所  
\*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。